

令和6年10月から児童手当制度が変わります

児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192

【児童手当制度の改正内容】

	改正前	改正後
所得制限	所得上限限度額未満 ▪ 5千円 所得上限限度額以上 ▪ 支給なし	所得制限なし
支給対象児童	15歳に達した最初の年度末まで	18歳に達した最初の年度末まで
手当月額	【3歳未満】 ▪ 1万5千円 【3歳～小学生】 ▪ 第1・2子: 1万円 ▪ 第3子以降: 1万5千円 【中学生】 ▪ 1万円 【所得上限限度額未満】 ▪ 5千円	【3歳未満】 ▪ 第1・2子: 1万5千円 ▪ 第3子以降: 3万円 【3歳～高校生】 ▪ 第1・2子: 1万円 ▪ 第3子以降: 3万円
算定対象	18歳到達後最初の年度末まで	22歳到達後最初の年度末まで
支給回数	年3回 (6月、10月、2月に各前月の4カ月分を支給)	年6回 (偶数月に各前月の2カ月分を支給)

制度改正の概要

- 所得制限の撤廃
 - 支給対象児童を中学生までから高校生までに延長
 - 第3子以降の支給額増額
 - 第1・2・3子の考え方の変更
 - 支給回数が年3回から年6回に変更(偶数月)
- ※公務員の場合は、勤務先へ問い合わせください。

ライフステージを通じた、子育て世帯への経済的支援の強化のため、10月分(12月支給分)から児童手当が拡充されます。

手続きが必要な人

- ① 養育している高校生の子どもがおり、児童手当を受給していない人
 - ② 所得上限超過により、児童手当を受給していない人
 - ③ 養育している大学生年代の子どもがおり、かつ子どもが3人以上いる児童手当受給者
- ※制度改正について、対象と思われる世帯に、9月中旬に通知を送付しています。

保育所 ICTシステムの導入

児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192

保育所 ICTシステム

市内の全15施設の公立保育所に「子育て環境整備」の一つとして、保育所 ICTシステムを導入し、利用を開始しました。

保育所 ICTシステムは、保護者との連絡や園児情報、健診履歴などの保育関連業務に特化した ICTシステムです。これまで紙や各保育所独自に管理を行っていた情報の電子化・共通化を行い、市と各保育所、保護者がインターネット上でつながる環境を構築しています。

保護者の利便性の向上を図るとともに、保育所での業務を効率化・省力化し、園児と向き合う時間を増やすことで、保育の質の向上を目指します。

保育所 ICTシステムの主な内容

▼欠席連絡

保育所の欠席は、朝の登園前に電話での連絡をお願いしていましたが、システムにアクセスできるスマホのアプリを使い、欠席の連絡ができるよう整備しました。

▼保護者との連携強化

システムを介して情報提供を行い、保護者との確実なやりとりや、関係強化を図ります。

▼登降園の確実な把握

QRコードの読み取りにより、登降園時刻の管理や登園・欠席の把握などを行います。職員間で情報を共有し、園児の確実な受渡しを行い、事故などへのリスク管理を行います。



▼行事予定の表示

保育所行事やクラス行事などの予定をシステム内で公開し、スケジュールの把握がアプリなどで容易にできるよう整備しました。

▼日誌・指導案作成などの効率化

業務日誌や園児ごとの指導案作成などの保育事務について、システムによる効率化・省力化を行い、保育士の労働環境の改善を図ります。

※保育所 ICTは、「ひろく便り」でも放送されています。バックナンバーはこちら

